

# 岐阜県公報

## 目次

岐阜県会計規則の一部を改正する規則  
岐阜県会計職員に関する規則の一部を改正する規則

(出納管理課) 一  
(同) 二

岐阜県会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年十一月二十六日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第百一号

岐阜県会計規則の一部を改正する規則

岐阜県会計規則(昭和三十三年岐阜県規則第十九号)の一部を次のように改正する。

別表二中

本庁各課(廃棄物対策課、不法投棄監視課、地球環境課、男女参画青少年課、少子化対策課、人づくり文化課、人権施策推進課、医療整備課、保健医療課、生活衛生課、薬務水道課、高齢福祉課、障害福祉課、子ども家庭課、地域福祉国保課、モノづくり振興課、商業流通課、企業誘致課、情報産業課、中小企業課、労働雇用課、県産材流通課、森林整備課、治山課、施設調整課、協議式典課及びぎふ清流大会推進課を除く。)

を

本庁各課(廃棄物対策課、不法投棄監視課、地球環境課、男女参画青少年課、少子化対策課、人づくり文化課、人権施策推進課、医療整備課、保健医療課、生活衛生課、薬務水道課、高齢福祉課、障害福祉課、子ども家庭課、地域福祉国保課、モノづくり振興課、商業流通課、企業誘致課、情報産業課、中小企業課、労働雇用課、県産材流通課、森林整備課、治山課、施設調整課、協議式典課、競技力向上対策課及びぎふ清流大会推進課を除く。)

## 規則

号外(六) 平成二十二年十一月二十六日

に、  
施設調整課  
競技式典課  
ぎふ清流大会推進課

を

施設調整課  
競技式典課  
競技力向上対策課  
ぎふ清流大会推進課

に改

める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県会計職員に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年十一月二十六日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第百二号

岐阜県会計職員に関する規則の一部を改正する規則

岐阜県会計職員に関する規則（昭和三十九年岐阜県規則第三十一号）の一部を次のように改正する。

別表第一中

組織規則第二章第一節の規定により置かれる課（施設調整課、競技式典課及びぎふ清流大会推進課を除く）、議事事務局総務課、監査委員事務局監査第一課及び岐阜県教育委員会事務局組織規則（昭和三十八年岐阜県教育委員会規則第七号）第一条に規定する課

を

組織規則第二章第一節の規定により置かれる課（施設調整課、競技式典課、競技力向上対策課及びぎふ清流大会推進課を除く）、議事事務局総務課、監査委員事務局監査第一課及び岐阜県教育委員会事務局組織規則（昭和三十八年岐阜県教育委員会規則第七号）第一条に規定する課

に改

める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

平成二十二年十一月二十六日発行

発行者 岐阜市数田南一丁目一番一  
発行所 岐阜県庁

編集

各務原市テクノプラザ  
ビー・アール・テクノセンター